

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業
募集要項の用語定義

別紙 5

No.	用語	定義
1	I R	統合型リゾートをいう。
2	I R 関係法令等	国の定める I R 整備法、関係政省令及び基本方針並びにカジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則等を総称していう。
3	I R 区域	I R 整備法第 2 条第 1 項に規定する特定複合観光施設区域をいう。
4	I R 区域拡張予定地	将来的に、I R 区域を拡張整備するための予定地（敷地 D）をいう。
5	I R 区域整備	I R 区域の整備をいう。
6	I R 区域整備等	I R 区域整備及び本事業を総称していう。
7	I R 事業評価委員会	大阪府・市が設置する予定の複数の外部有識者等により構成する評価委員会をいう。
8	I R 施設	I R 整備法第 2 条第 1 項に規定する特定複合観光施設をいう。
9	I R 整備法	特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）をいう。
10	I R 予定区域	大阪・夢洲において I R 区域を整備しようとする区域をいう。
11	VDR	大阪府・市が本公募の実施のために設置するバーチャルデータルームをいう。
12	アドバイザー業務	平成 30 年（2018 年）3 月 29 日付けで大阪府が締結した「大阪 I R（統合型リゾート）の事業化に関するアドバイザー業務」をいう。
13	応募企業	本事業を実施する予定の単体企業（自ら実施しようとする場合を含む。）をいう。
14	応募企業等	応募企業又は代表企業をいう。
15	応募グループ	本事業を実施する予定の複数の企業によって構成されるグループ（設置運営事業者を設立しようとする場合に限る。）をいう。
16	応募グループ構成員	応募グループを構成する企業をいう。
17	大阪 I R	大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型 I R である大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域をいう。
18	大阪府・市	大阪府及び大阪市を総称していう。
19	大阪府・市アドバイザー	大阪・夢洲における I R 区域整備の推進にあたって、大阪府・大阪 I R 推進局が行う事務に関して設置しているアドバイザーをいう。
20	開示対象者	重要保秘義務対象資料を開示する者として大阪府・市が承認した「重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書」に記載された個人をいう。
21	議決権株式	設置運営事業者に出資して設置運営事業者の株主総会において議決権を行使することができる株式をいう。
22	議決権等	I R 整備法第 2 条第 12 項の定める主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式若しくは持分をいう。
23	基本協定	本事業を円滑に開始するために大阪府、大阪府及び設置運営事業予定者が負うべき責務及び必要な諸手続き等を定めた協定をいう。
24	基本協定書(案)	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業基本協定書(案)をいう。
25	基本方針	基本方針(案)を踏まえ I R 整備法第 5 条に基づき国土交通大臣が定める方針をいう。
26	基本方針(案)	「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」をいう。
27	協力企業等	協力企業又は応募アドバイザーをいう。
28	区域整備計画	I R 整備法第 9 条第 1 項に規定する特定複合観光施設区域の整備に関する計画をいう。
29	懸念事項対策	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため必要な措置をいう。
30	更新付議同意	I R 整備法第 10 条第 4 項が準用する第 9 条第 9 項に基づく同意をいう。

No.	用語	定義
31	参加希望者	参加資格審査への参加を希望する応募者をいう。
32	資格審査書類	参加資格に係る審査書類をいう。
33	資格審査通過者	参加資格要件を充足し、参加資格審査を通過した者をいう。
34	事業期間	実施協定の発効日から、IR整備法第9条第11項に基づく区域整備計画の認定日の35年後の応当日の前日までの期間をいう。
35	事業条件	募集要項等に定める事業条件をいう。
36	事業条件書	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業事業条件書をいう。
37	事業条件書等	事業条件書、実施協定書(案)、立地協定書(案)、事業用定期借地権設定契約書(案)、モニタリング基本計画(案)及び関連資料集を総称していう。
38	事業用定期借地権設定契約	IR予定区域の土地(敷地A及びB)に係る借地借家法第23条に基づく事業用定期借地権設定契約をいう。
39	事業用定期借地権設定契約書(案)	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業事業用定期借地権設定契約書(案)をいう。
40	実施協定	IR整備法第13条に基づき、国による区域整備計画の認定を受けた後に、認定都道府県等と認定設置運営事業者の間で締結する協定をいう。
41	実施協定書(案)等	実施協定書(案)、立地協定書(案)及び事業用定期借地権設定契約書(案)を総称していう。
42	実施協定書(案)	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業実施協定書(案)をいう。
43	実施協定等	実施協定、立地協定及び事業用定期借地権設定契約を総称していう。
44	実施方針	IR整備法第6条に基づき、大阪府が2021年3月19日付けで策定・公表した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針」をいう。(修正等があった場合は、いずれも修正後の内容による。)
45	実施方針(案)	大阪府・市が2019年11月21日に公表し、2021年2月12日に修正した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備実施方針(案)」をいう。
46	重要保秘義務対象資料	資格審査通過者に対して、「重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書」及び「重要保秘義務対象資料の取扱いに関する誓約書」の提出を条件に大阪府・市が開示する資料をいう。
47	重要保秘情報等	重要保秘義務対象資料及びそれに関連して本公募により大阪府・市から提供された情報を総称していう。
48	守秘義務対象資料	資格審査通過者に対して、「守秘義務対象開示資料貸与兼アクセス権申込書」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」の提出を条件に大阪府・市が開示する資料をいう。
49	設置運営事業者	IR整備法第2条第4項に規定する設置運営事業者(設置運営事業を行う民間事業者)をいう。
50	設置運営事業予定者	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業を行おうとする民間事業者として、IR整備法第8条第1項に基づき、大阪府・市が公募により選定した者であり、発起人その他の設置運営事業者を設立しようとする者をいい、それが2以上の者からなる場合は、当該構成員全員の総称とする。
51	設置運営事業予定者選定基準	大阪府・市が2019年12月24日に公表し、2021年3月19日に修正した大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業設置運営事業予定者選定基準をいう。
52	選定委員会	大阪府・市が、設置運営事業予定者の選定に当たり、客観的かつ公平な審査を行うとともに、専門的な見地からの意見を参考にするため設置する有識者等からなる「大阪府市IR事業者選定委員会」をいう。
53	第二次被開示者	応募企業等の関係会社、代表企業以外の応募グループ構成員、協力企業、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関、本事業のために格付業務を実施する格付機関、応募アドバイザー又は本公募において応募企業等のために業務を行う通訳者・翻訳者等のうち、守秘義務対象資料を知る必要がある最低限度の者をいう。
54	代表企業	応募グループにあって応募グループ構成員の代表となる企業をいう。

No.	用語	定義
55	中核施設	国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設及びカジノ施設を総称していう。
56	長期計画	大阪府及び設置運営事業予定者が共同して作成する事業期間全体に関する計画をいう。
57	提案書類	資格審査書類及び提案審査書類並びに本事業の実施に係るその他の審査書類一式を総称していう。
58	提案審査書類	事業提案に係る審査書類をいう。
59	提供等	大阪府・市が、大阪府・市以外の第三者に対し、応募者の名称及び提案書類の内容を公表・開示・提供することをいう。
60	特定条例変更等	事業期間中に、本事業にのみ適用される等、設置運営事業に特別に影響等を及ぼす大阪府又は大阪市による条例等の制定又は変更をいう。
61	特定法令変更等	本事業にのみ適用される等、設置運営事業に特別に影響等を及ぼす法令等の制定又は変更をいう。
62	認定区域整備計画	IR整備法第9条第11項の認定を受けた区域整備計画をいう。
63	万博	2025年に開催される日本国際博覧会をいう。
64	秘密情報等	守秘義務対象開示資料及びそれに関連して本公募により大阪府・市から応募企業等に対して開示された情報をいう。
65	府・市基本協定	大阪府及び大阪府が2019年2月28日付けで締結した「IR区域の整備に関する基本協定書」をいう。
66	不可抗力	大阪府・市及び設置運営事業者のいずれの責めにも帰すべからざる異常気象、自然災害、内戦又は敵対行為、疫病等の事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等、実施協定に定める一定の要件を満たした事象をいう。
67	募集要項	大阪府・市が2019年12月24日に公表した大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業の募集に係る募集要項（修正等があった場合は、いずれも修正後の内容による。）をいう。
68	募集要項等	募集要項、基本協定書（案）、実施協定書（案）、立地協定書（案）、事業用定期借地権設定契約書（案）、事業条件書、モニタリング基本計画（案）、関連資料集、設置運営事業予定者選定基準、様式集及び記載要領、参考資料集並びに、これらの書類に関する補足資料、大阪府・市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表した質問回答書、及びそれらの書類・資料等に関して大阪府・市が発出した書類を全て総称していう。
69	補足資料	募集要項等を補足するための資料をいう。
70	本株式	設置運営事業者の株式をいう。
71	本公募	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業を実施する民間事業者を公募により選定することをいう。
72	本事業	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業をいう。
73	モニタリング基本計画	本事業の確実な実施を確保するための枠組みに関する基本的な考え方を定めたモニタリング基本計画をいう。
74	モニタリング基本計画（案）	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業モニタリング基本計画（案）をいう。
75	様式集及び記載要領	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業様式集及び記載要領をいう。
76	様式集等	別紙4「参加資格審査等手続きに関する様式集及び記載要領」をいう。
77	立地協定	大阪府、大阪市及び設置運営事業者の間で締結する本事業の遂行に当たって大阪府、大阪市及び設置運営事業者で確認すべき事項を定めるための協定をいう。
78	立地協定書（案）	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業立地協定書（案）をいう。